

「孤立主義」アメリカの外交構想力 “Isolationists” Visions of Peace 大戦間期アメリカの戦争違法化運動 The Development of Outlawry of War Movement in the Interwar America

三牧聖子
MIMAKI Seiko

1. はじめに

長らく、戦間期アメリカの対外論争は、アメリカの世界平和に対する能動的なコミットを説く「国際主義」と、世界からアメリカを隔離し、アメリカ一国の平和を実現しようとする「孤立主義」の二項対立として描かれ、第二次世界大戦を契機に前者が後者を駆逐したことは「国際主義の勝利」と称賛されてきた。

このような見方が確立するのに決定的な影響力を持った著作が、ロバート・A・ディバインの『2度目の機会』（1967）である¹。ディバインは、第一次世界大戦時には「孤立主義」の伝統を克服できず、国際連盟への加盟を拒絶したアメリカが、1930年代の国際秩序の動揺、最終的な崩壊という苦い経験を通し、アメリカを欠いた連盟の集団安全保障体制の脆弱さを悟っていく過程を肯定的に描き出した。そして、第二次世界大戦の勃発によって訪れた「2度目の機会」において、アメリカが第一次世界大戦後とは対照的な「国際主義」的な政策を選択したことを高く評価したのである。連盟よりも強力な集団安全保障体制を具備した国際連合への加盟は、上院で圧倒的多数で可決され、アメリカ国民の大多数もそれを支持した。ディバインは、このような国連に対するアメリカの国民的な賛同を「国際主義の勝利」と意義づけて高く評価し、その後の研究の基調を決定づけたのである。

第二次世界大戦を契機とする「国際主義の勝利」をゴールに据えて、大戦間期のアメリカ外交論争を捉えたとき、そこには必然的に、連盟外のアメリカと連盟の集団安全保障体制との連携を模索した連盟派国際主義者に共感的な叙述が生まれる。ロバート・フェレルは戦間期アメリカの平和主義団体を、政府関係者と関係を取り結びつつ、アメリカの連盟加盟を推進したカーネギー平和財団や国際連盟協会などの「保守的平和団体」と、軍事力使用の原則的否定や戦争の即時廃絶といったラディカルな目標を掲げて大衆へのアピールを重視した、サーモン・O・レヴィンソンの戦争違法化委員会のような「急進的平和団体」に分類する。その上で、アメリカ政府が早い段階から2つの立場のうち「保守的平和団体」の主張に真理があることを見極め、明確な支持を与えていれば、再度の世界大戦という最悪の事態は回避されたかもしれないという見解を提示した²。

確かにそれ以降の研究では、連盟加盟を拒絶する道を選んだアメリカの人々のすべてが世界からの孤立を志向したわけではなく、官民で様々な形で、連盟とは別の形態の「国際主義」が模索されていたことが強調されるようになった。『アメリカ外交百科事典』においてウォーレン・F・クーエルは、「国際主義」という概念に、多様な思想や運動を包含しうる広範な定義を与えている。クーエルに拠れば、「国際主義」とは最も広い意味では「孤立主義のアンチテーゼ」であり、「介入への志向」と定義される。それは、「国際条約や国際機関を介しての政治的なコミットメント」のみならず、「非政治分野——経済活動、文化活動、学術活動——における公式・非公式の国際的活動全般」、さらには「国家単位ではなく、市民を単位とした市民共同体を志向する者」の活動も含む³。クーエルはリン・K・ダンとの共著『規約の遵守』（1997）において、このような包括的な「国際主義」の定義を採用し、大戦間期アメリカの多様な「国際主義」の諸相を明らかにした⁴。しかしそれでも、問題の構図は根本的には変わっていない。クーエル&ダンは、一方で大戦間期アメリカにおける「国際主義」の多様性を強調するが、他方で連盟を支持した国際主義者を、国際平和に対する「責務の論理」を受け入れた大文字の国際主義者として肯定的に評価し、連盟以外の路線を模索した人々を、「孤立主義」者とはいわないまでも、より消極的な「国際主義」者と見

なしている⁵。

しかし、連盟加盟に反対した平和主義者たちを「孤立主義」者、あるいはより消極的な「国際主義」者とみなすことは妥当だろうか。そのような見方をとることは、大戦間期のアメリカに生まれた様々な平和構想を見逃す、あるいは過小評価することにつながるのではないだろうか。本稿で見るように、大戦間期のアメリカに開花した戦争違法化運動に従事した人々が、連盟への加盟を拒絶したのは、理想的な平和に対する強い「責務」の意識ゆえであった。彼らは、アメリカが追求する平和は、単なる一時的なパワーの調整に基づく平和や、軍事力を平和の手段として許容する性質のものであってはならず、パワー・ポリティクスや軍事力そのものを批判し、それらを乗り越えたものでなければならぬと考へ、理想的な平和を追求したのである。

2. 非軍事的な世界関与の模索——大戦間期アメリカの戦争違法化運動

第一次世界大戦は、旧秩序の破壊という物理的な衝撃のみならず、人々の世界観に甚大な衝撃を与えた。それまで多くの人々にとって、国家にとっての第一の課題がパワーと利益の拡張にあり、国民がそのような国家の目的のために尽くすことは、当然のことであった。しかし第一次世界大戦は、各国家がこのような利己的な原理に立脚して行動した場合、いかに悲惨な事態が生まれうるかを証明した。むき出しのナショナリズムを抑制し、他国の利害も尊重しながら国際平和を実現することは、もはや理想主義者の夢ではなく、平和を願うすべての人々の現実的かつ痛切な問いとなったのである。

では誰がこの新たな課題を中心となって担うべきか。世界大戦の経験は、それまで国際平和の中心的な担い手となってきた外交官や政治家への不信を生み出した。政治家や外交官は、国益への考慮やナショナリズムから自由になることはできず、彼らの相互作用によって生み出される「平和」は所詮、国益の便宜的な調整に基づく不安定なものに過ぎない。むしろ、平和と戦争という重大な問題を彼らの専権事項としていたことが、大戦が勃発し、長期

化したことの重大な原因となったのだ。このような考えに基づき、公正で持続的な平和を実現していくための新たなアクターを自認したのが、知識人たちであった。政治家や外交官とは異なり、知識人は、国益やナショナリズムの呪縛から自由に、真に公正でトランスナショナルな平和を構想し、国内の大衆を啓蒙し、先導することが可能であると考えられたのである。こうして、大戦間期の世界では、知識人に先導された様々な平和運動が展開された⁶。

そこで多くの平和主義者が共有するスローガンとなったのが、「戦争の違法化 (outlawry of war)」であった。もっとも、戦争を「違法化」といったときに、(1) いったいどの法において、(2) どのような戦争を違法とするかという問題が生まれる。大戦間期のアメリカには、この点について見解を異にする様々な「戦争違法化」論が発展した。

まず、いかなる法を通じて、戦争違法化を追求するかという問題については2通りの考えがあった。1921年、婦人参政権が実現された翌年に、婦人参政権運動のリーダーであったキャロライン・L・バッドコックとエリノア・バーンズらが中心となって創設した女性平和連盟が追求したのは、「憲法」による戦争の違法化であった。同連盟は、連邦議会の権限として戦争の宣言や軍隊の編成を認めた合衆国憲法第1章第8条を改正し、戦争に関わる一切の権限を剥奪することを目指した。女性平和連盟の上院における代弁者となったのが、ノースダコタ州選出の共和党上院議員リン・J・フレイジャーであった。フレイジャーは、1926年4月23日、(1) あらゆる戦争を違法と定め、連邦議会から宣戦布告・戦争遂行、戦争準備や戦争目的の資金調達など、戦争に関わる一切の権限を剥奪し、(2) 第1条と矛盾する合衆国憲法の規定をすべて無効とする憲法改正決議案を議会に提出し、1939年まで提出を繰り返した⁷。

確かに女性平和連盟もフレイジャーも、決して世界平和に無関心であったわけではない。上院でフレイジャーは、アメリカが他国に先立って憲法を改正し、あらゆる軍事行使の可能性を否定することが、他国に同様の動きを促し、世界平和を促進するのだと訴えた。そして、合衆国憲法を改正し、自衛目的の武力すら合憲的に行使できなくなった後に、他国から侵略を受けたらどうするのかと詰問されるたびに、アメリカが合憲的に武力を行使できる状

態にある限り、他国がその権利を放棄することはないとして、まずアメリカから「自衛」戦争を神聖不可侵とする観念を乗り越え、非武装化に踏み切ることが、アメリカが世界に対して非武装化を求めていく条件になるのだと訴え続けた⁸。フレイジャーの認識において、合衆国憲法の改正とアメリカの非軍事化は、アメリカがその道義的影響力を活用して、世界規模の「戦争違法化」を主導していくための前提条件に位置づけられていたのである⁹。

このような主観的な認識に着目すれば、女性平和連盟の運動を「孤立主義」と一蹴することは妥当ではない。しかしその運動の働きかけの対象は、合衆国憲法に限定されていた。これに対し、国際法の改正を通じ、世界レベルの「戦争違法化」を明確に追求したのが、第一次世界大戦を契機として、シカゴの弁護士サーモン・O・レヴィンソンが開始した戦争違法化運動であった。

今日の視点から見て、レヴィンソンの運動を特徴的なものとしているのは、いかなる戦争を国際法で違法とすべきかという点にあった。国連憲章体制下に生きる現代の私たちにとって、違法の対象とされるのは「侵略」を目的とする武力行使であり、「自衛」を目的とする武力行使や、国連憲章が定める手続きを経て発動される「制裁」が合法であることは自明のことと思われる。しかし史上初の世界大戦を目撃したレヴィンソンは、「制裁」目的の軍事行使は短期的には秩序に寄与しても、長期的には暴力の連鎖を助長してしまうとして、持続的な平和を実現するためには、軍事力によって軍事力を制圧するという発想自体を乗り越えていかなければならないと考えた。そして、国家単体が利己的な目的で起こす「侵略」のみならず、「自衛」戦争、そして、国際秩序の安定という公共の目的のために行使される「制裁」をも違法の対象とし、廃絶しようとしたのである。

レヴィンソンが国際連盟を批判し、アメリカの加盟に反対したのも、「あらゆる戦争の違法化」の理想を追求するがゆえであった。大戦中、レヴィンソンは、戦後に打ち立てられる連盟にその理想を託していた。しかし、連盟規約が軍事制裁に関する規定を盛り込んでいることが判明すると、連盟は、軍事力で軍事力を制圧する発想から抜け出せておらず、「戦争システム」を克服し、理想的な平和を実現するための組織にはなりえないと判断した。そして、アメリカの国際平和に対する「責務」を、アメリカのイニシアティブ

の下、軍事制裁を含むあらゆる戦争を違法化し、「戦争システム」そのものを乗り越えていくことに求めた。すなわち、レヴィンソンにとって連盟加盟の拒絶は、アメリカの国際平和への「責務」を否定する選択ではなく、よりよいアメリカの「責務」の遂行形態を求めるがゆえの選択であったといえよう。

レヴィンソンの運動は最盛期の1920年代には多くの賛同者を集め、その中には、20世紀アメリカを代表する哲学者ジョン・デューイ、1924年から1933年まで上院外交委員長を務め、対外政策にも大きな影響力を持ったアイダホ州選出の上院議員ウィリアム・E・ボラー、雑誌 *Christian Century* 誌の編集者として、レヴィンソンにその戦争違法化論を広く世に問う機会を与えるとともに、自らも数多くの論説を著したチャールズ・C・モリソンなど、各界の著名人も含まれた。活動の範囲も多岐にわたった。レヴィンソンは運動の拠点として、1921年、シカゴにアメリカ戦争違法化委員会を創設し、民間への戦争違法化プログラムの積極的普及を図った。さらにレヴィンソンはボラーに働きかけ、1923年から1927年にかけて、戦争違法化決議案を計4回上院に提出させることに成功した。レヴィンソンの運動は、アメリカのみならず海外にも共鳴を生み出し、パリ不戦条約（1928）が成立する重要な思想的な背景となった。

3. 国際連盟への一貫した関心

「国際平和」と「戦争廃絶」を目標に掲げながら、アメリカの連盟加盟に反対したレヴィンソンの選択は、同時代においても「孤立主義」と批判された。1919年から1933年までアメリカ外交政策協会の議長を務め、アメリカと連盟との協力関係の構築に尽力したジェームズ・G・マクドナルドは、「墮落」したヨーロッパとの平和協力を拒み続ける戦争違法化運動を次のように批判した。戦争違法化論者は、「ヨーロッパの人々がアメリカ人のように振舞うようになったとき、世界から戦争は廃絶される」と固く信じ込み、国際連盟にも、その他のいかなるヨーロッパ発の国際平和プログラムにも関心を示さない。しかし、「我々アメリカ人は、ヨーロッパの人々に比べて平和愛好的でも知的でもない。幸運にも戦争に見舞われてこなかっただけなのであ

る」¹⁰。

マクドナルドが指摘するように、戦争違法化運動の根底には、アメリカの道義的イニシアティブによってのみ世界は戦争から解放されうるという独善的な使命感があり、このような独善的な前提が、「墮落」したヨーロッパとの協調を拒絶する行動にしばしば結びついたことは否定できない¹¹。しかし、戦争違法化論者たちは、部外者として「戦争システム」としてのヨーロッパを批判することに甘んじたわけでも、アメリカを「戦争システム」から隔絶することに終始したわけでもなかった。彼らの目的は、「戦争システム」からの自由を保ってきたアメリカの道義的権威を利用して、「戦争システム」を廃絶に導くことにこそあった。そのことは、アメリカが連盟加入を拒絶した後も、レヴィンソンが一貫して連盟に関心を持ち続けたことにかがえる。レヴィンソンの連盟批判はあくまで、軍事制裁を肯定する現行の連盟（the League）に対する批判であり、平和のための国際機関というアイデア（a League）への批判ではなかった。大戦間期を通じてレヴィンソンは、連盟規約の制裁条項を撤廃し、連盟を対話と宥和のためのフォーラムに生まれ変わらせ、その上でアメリカの加盟を実現させることを追求し続けたのである。

特に、1928年に不戦条約が成立すると、レヴィンソンは連盟に新しい期待を寄せるようになる。1928年8月10日、後に国際連盟協会の事務局長となるクラーク・M・アイケルバーガーへの書簡で、レヴィンソンは次のような連盟改革と、その先に展望されるヨーロッパとの協調への期待を表明した。

連盟総会は不戦条約を支持する旨の決議を採択し、あらゆる戦争の違法化を規約に明記すべきである。その際、中味を骨抜きにしようとするような留保や条件を設けてはならない。……そのような徹底的な試みは、連盟の究極かつ最重要の目的が戦争の廃絶であることを世界に再認識させるだろう。いかなる戦争も留保しない明快な戦争違法化決議が連盟総会で採択された日は、連盟の理想が実現した日として長く記憶されることになるだろう。……そしてそのような決議が採択されれば、アメリカは再びヨーロッパと団結することができる。……アメリカ国民が連盟加盟を拒絶するのは、ヨーロッパ諸国が内心、将来の戦争にアメリカ国民を巻き込み、その資金を利用しようと企んでいるのではないかと疑うからである。もしもヨーロッパ諸

国があらゆる戦争の違法化を明記した取り決めに全幅の賛同を与え、それを忠実に遵守するならば、アメリカ国民はヨーロッパとの平和に向けた協力を惜しまないだろう¹²。

事実、不戦条約成立後、ジュネーブの連盟にはレヴィンソンを勇気づける世界的な機運が生まれていた。1929年9月に開会した第10回連盟総会では、武力による紛争解決の余地を残した連盟規約を改正し、不戦条約と「調和 (harmonize)」させるべきだという議論が活発化した。総会の冒頭、英首相ラムゼイ・マクドナルドは、不戦条約によって国策としての戦争が否定され、連盟加盟国の多くが同条約の締約国となった今、連盟規約に含まれた「旧世代の条文」は今日に適合した形に改正されるべきであると訴え、続いてイギリス代表団が、連盟規約に「より広範な戦争違法化」を盛り込むべきだという提案を行った。イギリスの主張は多くの国の賛同を集め、総会は「連盟規約の改正を通じ、連盟規約においても、不戦条約で違法とされている戦争に訴える権利を否定すべきである」という主旨の決議を採択、この決議に基づいてドイツ、イギリス、スペイン、ペルー、フランス、日本、イタリア、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、中国からの代表1名ずつから成る11人委員会が設置され、連盟規約12条・13条・15条に関する改正案がとりまとめられた。同案は1930年の連盟総会で若干の修正を経た後、各国政府に送付された。

レヴィンソンは、軍事制裁に対する批判意識が多くの連盟加盟国に共有され始めた事実を見逃さなかった。レヴィンソンは再びアイケルバーガーに当てた書簡で、翌年の連盟総会に対する期待を次のように表明した。

私は長らくアメリカの連盟加盟に反対してきたし、今でもその立場は変わっていない。しかし私は連盟という存在がヨーロッパの平和、そして世界平和にとって不可欠のものであることを理解している。目下、連盟総会では、連盟規約と不戦条約を調和させようとする試みが進行している。……歴史上、大規模戦争の直後に構築された国際組織は、完全には軍事行使を否定できない組織となってきた。人間は戦争が終わったからといって武器をすぐに捨て去ることはできないし、戦時の精神をすぐに切り替えることもできない。しかし第一次世界大戦が終結してから十分な月日

が流れた今、連盟規約に盛り込まれた軍事行使に関する条項はほぼ不要なものとなり、それらの条項を削除し、連盟規約を改正する機は熟している。……今こそ連盟規約を改正し、軍事行使に関する規定のすべてを無効とし、戦争を示唆するあらゆる文言を取り除くべきである。¹³

しかし、連盟と不戦条約の「調和」への機運は、満州事変の勃発により、消え去っていく。規約改正の問題の最終決着が見込まれた第12回連盟総会の開催中、中国東北部の奉天（現瀋陽）郊外の柳条湖で、日本の関東軍が南満州鉄道の線路を爆破し、柳条湖事件が勃発した。これを受けて規約改正問題の決着は翌年以降に持ち越され、そのまま葬り去られた¹⁴。もっとも、その後もレヴィンソンは、連盟の動きを注意深く見守り続けた。「連盟が失墜した原因は、その規約に軍事力と戦争に関する規定を盛り込み、平和の強制を目指したことにある。連盟規約を真に平和に寄与する文言に改正し、連盟を戦争と軍事力への関与から解放し、その活力を取り戻さなければならない」¹⁵ という信念は、1930年代後半も揺らぐことはなかった。

4. 「現実主義」への目覚め

さらに、レヴィンソンおよびその周辺の戦争違法化論者たちの平和論は、世界恐慌後、新たな展開を見せていく。世界恐慌、それに続く満州事変の勃発後、アメリカ国内では、アメリカを海外のいかなる戦争からも隔離しようとする風潮がいつそう強まっていた。ジャーナリストのヘルムート・C・エンゲルブレヒトとフランク・C・ハニゲンによる『死の商人』（1934）や、ウォルター・ミリスの『戦争への道』（1935）がベストセラーとなり、第一次世界大戦は「世界を民主主義のために安全にする戦争」などではなく、アメリカは単に軍需産業や金融資本の陰謀で戦争に「巻き込まれた」のだという見解は、人々に広範に共有された。

このような世論を背景に、1934年4月、ノースダコタ州選出の共和党上院議員ジェラルド・P・ナイは軍需品調査委員会を組織し、2年間に及ぶ調査活動の末、先の大戦へのアメリカの参戦は軍需産業の陰謀であったとする長文の報告書を発表した。下院では、1935年1月、インディアナ州選出の

民主党議員ルイス・L・ラドロウが、アメリカ本国が直接攻撃されたケースを除き、議会が宣戦布告する際には国民投票を経なければならない旨を憲法に明記すべきだとする憲法改正案を提出した。1938年1月、最終的にラドロウ憲法改正案は下院で否決されたが、反対と賛成の数は209対188と拮抗していた¹⁶。世論調査によると、国民の7割がラドロウ憲法改正案を支持していた¹⁷。さらに1935年8月、イタリアのエチオピア侵略がヨーロッパ全体の危機に発展することを恐れた議会は、一連の中立法を制定し、大統領が戦争状態の存在を宣言した場合、交戦国に対して武器や軍需品を売却することを禁じた。1935年中立法は時限立法であったが、期限を迎えた1936年と1937年それぞれにおいて延長が決定され、内容も強化された。

レヴィンソンたちはこのような「孤立主義」的な風潮をどのように見ていたのだろうか。確かに彼らは中立法を支持し、他国の戦争に対する軍事介入という選択肢を拒絶し続けた。しかしだからといって、アメリカを戦争から隔離することに関心を埋没させていたわけではなかった。デューイは1935年の論説「国際協調か国際的混沌か」において、戦争原因を軍需産業の陰謀に還元する「死の商人」論を批判し、国際危機の深層に目を向け、その打開のために積極的な方策を打ち出していく必要を訴えた。デューイは言う。人々は軍需産業を「死の商人」と糾弾する。しかし、世界的な経済危機によって諸国家が困窮を極める中で、なぜ軍需産業だけが栄えているのか、この根本的な問いこそが突き詰められなければならない。「死の商人」が跋扈している原因は、諸国家が、他国の繁栄を自国の困窮と結びつけるゼロ・サム的な思考から抜け出せず、排他的な経済政策をとり、軍拡を進めていることにある。しかし実際には、このような互いに対する猜疑心に促された排他的な経済政策や軍拡こそが、諸国家を窮乏させており、まさに悪循環が生まれているのである。このような分析に立脚してデューイは、「諸国家の善隣友好という原則は、今日にあっては単なる倫理的要請ではない。経済的な利害に基づく現実的な要請である」として、国際経済協力を議論する国際会議の開催を強く求めた¹⁸。モリソンもまた、ヨーロッパが平和を回復できるかどうかは、勝者が弱者を抑圧することで成り立っていたヴェルサイユ条約に代わる、より互譲的な平和の基礎を見つけられるかどうかにかかっているとし

て、ファシズム諸国に対する経済的な宥和を訴えた¹⁹。1938年1月、ベルギーの前首相ポール・G・ヴァン・ゼーランドが貿易問題や通貨政策、植民地問題を討議するための国際経済会議の開催を提案すると、モリソンは全面的な支持を表明した²⁰。シカゴの戦争違法化委員会でも、これまで運動の関心がひたすら国際法による戦争の違法化に向けられ、その他の平和アプローチに関する思索を欠いてきたことが批判的に省みられるようになった。1930年代末の同委員会のメモランダムは、国際平和に向けた最善の希望は、世界の人々が既存の秩序にいかなる矛盾を感じているかに耳を傾け、「自他を生かす (live-and-let-live)」取り決めを成立させることにあるとして、あらゆる国家は、平和のために必要な犠牲を払う心づもりでなければならないと訴えていた²¹。

1930年代後半、平和を回復するための国際政治経済の構造変革という問題意識は、戦争違法化論者にとどまらず、アメリカ平和運動に広く共有されていった。確かにこの時期、ファシズム諸国に対する経済・軍事制裁の適用の是非をめぐる、平和運動は分裂し、その対立は第二次世界大戦の勃発に至るまで解消されなかった²²。しかし、制裁の是非をめぐる見解対立を越えて、平和主義者たちの間には、1930年代の国際危機の根本原因は、ヴェルサイユ条約によって設定された不公平な経済秩序にあり、その抜本的な改革こそが、再度の世界大戦を防止するための唯一の方法であるという共通認識が確立されていった。そのような共通の問題意識から、1935年末、平和主義者の大同団結が成立し、翌年から緊急平和キャンペーンが開始された。同キャンペーンは、アメリカ政府に対し、中立政策は維持しながらも、国際経済秩序の抜本的な改革のイニシアティブをとり、国際協調を促進することを求めるものであった²³。

通説では、大戦間期のアメリカ平和主義者たちは、再度の世界大戦の勃発という事態に至るまで、国際法や国際道徳のみを手段として平和は構築されるという「法律的・道徳家的アプローチ」を信奉し続けた「ユートピアニスト」とされる。長らく「ユートピアニズム」に支配されていたアメリカ国際関係思想は、再度の大戦という悲劇的な事態を経てようやくその虚妄を自覚し、以降、諸国家のパワーと利害の衝突を直視し、国益に基づいた対外

政策を推進する「現実主義」へと目覚めていったというのである。しかし、このような理解は、大戦間期アメリカの平和主義の展開をあまりに単純化したものだろう。既に第二次世界大戦前夜、多くの平和主義者たちは、「法律的・道徳家的アプローチ」の限界を自ら認識し、国際平和の回復に向け、現実世界を構造的に分析する必要性に目覚めていたのである。

国際関係論における現実主義の金字塔となった E. H. カーの『危機の二十年』(1939)は同書の序文で、次のように強調する。「国家社会主義の出現を可能ならしめた諸条件には触れないままの処理・解決では、1919年のそれと同じ、短命で悲劇的な結果をもたらすおそれは十分にある」²⁴。このような問題意識に立脚し、カーが人々に求めた「現実主義」的思考とは、国際危機の構造的な原因を洞察し、そこに働きかけようとする思考であった。カーの「現実主義」の立場からすれば、ファシズム諸国の侵略行動の「違法性」を批判し、制裁や懲罰を課すことに終始する態度は、国際危機の根本原因に働きかけることのない「ユートピアニズム」である。なぜならそれは、ファシズム諸国の侵略的な「行為」への対応に過ぎず、彼らを侵略行動へと駆り立てた構造的な「原因」を洞察し、それを解決しようとするものではないからである。カーはこのような「ユートピアニズム」批判に立脚して、ファシズム諸国の秩序破壊的な行動を根本から絶つには、矛盾と不公正に満ちた国際政治の「現実」に働きかけ、危機の「原因」の改善を図っていかねばならないと主張した²⁵。先に見たように、カーが『危機の二十年』で展開したような意味での「現実主義」は、1930年代後半のアメリカ平和主義者たちに広く共有されていた。

5. おわりに

侵略目的の武力行使のみならず、制裁目的の武力行使も廃絶の対象とし、軍事力に拠らない平和を追求したレヴィンソンの運動は、国際政治の厳しい「現実」への洞察を欠き、実現不可能な理想を夢見た「ユートピアニズム」と批判されてきた²⁶。国際関係を究極的に決定するのは軍事力の多寡であり、国際法や国際道徳に訴えることなど無意味だとする冷笑的な「現実主

義」の立場から、レヴィンソンたちを「ユートピアニスト」と嘲笑することはたやすい。しかし、果たして彼らは、歴史の闇に葬り去られてよい存在なのであろうか。戦争違法化運動は、第二次世界大戦を契機に運動としては消えていったが、アメリカ一国を超えて、国際社会に長期的な意味での平和の遺産を残した。近著でダニエル・ゴーマンは1920年代における「国際社会の誕生」を主張したが、それは単に物理的な意味においてではなく、観念や規範の次元においてもいえることであろう²⁷。2度の世界大戦にはさまれた時代に生きた人々が、その思考を「現実」に埋没させ、そのような「現実」を越えていくための平和思想を発達させなかったならば、私たちはいまだに、国策の手段としての戦争が当然視される世界に生きているのかもしれないのである。

また、そもそも「現実主義」とはどのような思考を指すのだろうか。しばしば私たちは、「冷笑主義」と「現実主義」を混同してしまっていないだろうか。レヴィンソンたちは、1930年代に国際危機が深化していく中で、戦争の違法化をひたすら追求してきたことを批判的に省み、国際危機の原因を構造的に分析し、その原因にいかに関与できるかを模索した。その格闘は「ユートピアニズム」と一蹴されてよいものだろうか。

大戦間期アメリカ平和主義者たちが直面し、格闘した課題は、「平和国家」としての岐路にある今日の日本の前にある課題ともいえるかもしれない。「アメリカは海外に軍事介入はしない」という、レヴィンソンをはじめ、大戦間期のアメリカ平和主義者に広く共有された意識は、軍事介入以外の手段でいかにアメリカは世界平和に貢献できるのかについての真剣な模索と、豊かなアイデアと結びついていた。同様に、平和憲法を抱いて再出発した戦後日本は、軍事的な国際貢献という選択肢が断たれていたがゆえに、逆説的にも、様々な非軍事的な平和への貢献を模索し、発展させてきた。しかし今日、日本を取り巻く安全保障環境は変化し、その変化をあげて、日本の国際貢献は非軍事的なものに限定されることなく、より「積極的」なものでなければならないという声が高まっている。果たして私たちは今後、第二次世界大戦後のアメリカにならぬ、国際平和への軍事的な貢献という選択肢を解禁していくべきなのだろうか。そのような選択肢を拒絶し、私たちがあくまで

「平和国家」であろうとするならば、その実現は、「海外に軍事介入はしない」という固い決意をどれだけ、軍事力によらずに世界平和に貢献するための豊かなアイデア、そして実際の政策に結実させていけるかにかかっている。かつて「孤立主義」アメリカの外交構想力が問われたように、今、「平和国家」日本の外交構想力が問われているのである。

本稿は、2015年10月24日立教大学アメリカ研究所主催で開催された「2015年度アメリカ学会清水博賞受賞記念研究会」における報告を基にしている。司会者生井英考先生、コメンテーター森聡先生、同研究所の佐々木卓也先生、参加者のみなさまから多くの貴重なコメントをいただいた。また、講演から本稿の執筆すべてにわたって、同研究所の奥村理央さんに大変なご助力をいただいた。心からの感謝を申し上げる。

註

1. Divine [1967]
2. Ferrell [1957]
3. Kuehl [1978]
4. Kuehl and Dunn [1997]
5. Ibid., chapter 12.
6. 大戦間期の平和運動の展開、その思想的な背景を概観するには、入江 [1986]; Lynch [1999]; Laqua [2011]
7. Alonso [1989]
8. Johnson [1995: 175-176]
9. Erickson [1985]
10. McDonald [1925]
11. 井上 [2005]
12. Salmon O. Levinson to Clark M. Eichelberger, August 10, 1928, Salmon O. Levinson Papers, The University of Chicago, Box 16, Folder 14.
13. Levinson to Eichelberger, May 8, 1930, Levinson Papers, Box 16, Folder 14.

14. 篠原 [2003: 137-139, 149-150]; 伊香 [2002: 53-59]
15. Levinson to Hamilton Fish Armstrong, May 18, 1937, Levinson Papers, Box 2, Folder 9.
16. Bolt [1977: chapter 8]
17. Holsti [2004: 17-18]
18. Dewey [1987]
19. Morrison [October 12, 1938]; Morrison [November 9, 1938]; Morrison [November 16, 1938]
20. Morrison [December 14, 1938]; Morrison [March 8, 1939]
21. "American Committee for the Outlawry of War," August 30, 1939, Levinson Papers, Box 1, Folder 18.
22. Doenecke [1974]; Doenecke [1984]
23. 緊急平和キャンペーンについては、Kleidman [1986]; Kleidman [1993: 58-88]
24. カー [1996: 12]
25. ビーター・ウィルソンが「保守主義のための急進主義」と表現したように、カーの「現実主義」は、国際秩序の維持という保守的な目的のために、急進的な現状変革を説くものであり、通常国際関係論で論じられる「現実主義」をそのまま適用することによっては理解されえないものである。Wilson [2001]。カーの「現実主義」の特異な性質は、『危機の二十年』が2001年に再版された際に付されたマイケル・コックスによる序文でも強調されている。Cox [2001]
26. Ferrell [1952]; DeBenedetti [1972[1927]: 30-31]; Hefley [1971]
27. Gorman [2012]

一次資料

Salmon O. Levinson Papers, The University of Chicago.

参考文献

- Alonso, Harriet H. *The Women's Peace Union and the Outlawry of War, 1921-1942*. Knoxville, TN: University of Tennessee Press, 1989.
- Bolt, Ernest C. *Ballots before Bullets: The War Referendum Approach to Peace in America, 1914-1941*. Charlottesville, VA: University Press of Virginia, 1977.
- カー, E. H. 『危機の二十年』井上茂訳, 岩波書店, 1996年。

- Cox, Michael. "Introduction." *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*. By E. H. Carr. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2001. pp. 9-58.
- DeBenedetti, Charles. "Introduction." *The Outlawry of War: A Constructive Policy for World Peace*. By Charles C. Morrison. New York: Garland Pub., 1972[1927].
- Dewey, John. "International Cooperation or International Chaos (1935)." *John Dewey: The Later Works, 1925-1953*. vol. 11, 1935-1937. Ed. Jo A. Boydston et al. Carbondale: Southern Illinois University Press, 1987. pp. 261-264.
- Divine, Robert A. *Second Chance: The Triumph of Internationalism in America during World War II*. New York: Atheneum, 1967.
- Doenecke, Justus D. "The Debate over Coercion: The Dilemma of America's Pacifists and the Manchurian Crisis." *Peace & Change*, 2. 1 (Spring, 1974): pp.47-52.
- . *When the Wicked Rise: American Opinion-makers and the Manchurian Crisis of 1931-1933*. Lewisburg: Bucknell University Press, 1984.
- Erickson, Nels. "Prairie Pacifist: Senator Lynn J. Frazier and America's Global Mission, 1927-1940." *North Dakota History*, 52. 4 (Fall, 1985): pp. 27-32.
- Ferrell, Robert H. *Peace in Their Time: The Origins of the Kellogg-Briand Pact*. New Haven: Yale University Press, 1952.
- . "The Peace Movement." *Isolation and Security: Ideas and Interests in Twentieth Century American Foreign Policy*. Ed. Alexander DeConde. Durham: Duke University Press, 1957. pp. 99-105.
- Gorman, Daniel. *The Emergence of International Society in the 1920s*. Cambridge: Cambridge University Press, 2012.
- Hefley, J. Theodore. "War Outlawed: The Christian Century and the Kellogg Peace Pact." *Journalism Quarterly*, 48. 1 (Spring, 1971): pp. 26-32.
- Holsti, Ole R. *Public Opinion and American Foreign Policy*, Revised Edition. Ann Arbor: University of Michigan Press, 2004.
- 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制——第一次世界大戦から日中戦争へ』吉川弘文館、2002年。
- 井上弘貴「戦間期のアメリカにおける戦争違法化運動とジョン・デューイの国際関係思想——デューイにおけるヨーロッパ—極東像をてがかりとして」『早稲田政治公法研究』第79号、2005年、35-61頁。
- 入江昭『二十世紀の戦争と平和』東京大学出版会、1986年。
- Johnson, Robert D. *The Peace Progressives and American Foreign Relations*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1995.
- Kleidman, Robert. "Opposing 'the Good War': Mobilization and Professionalization in the Emergency Peace Campaign." *Research in Social Movements, Conflicts and Change*, 9 (1986): pp. 177-200.
- . *Organizing for Peace: Neutrality, the Test Ban, and the Freeze*. Syracuse: Syracuse University Press, 1993.
- Kuehl, Warren F. "Internationalism." *Encyclopedia of American Foreign Policy: Studies of the Principal Movements and Ideas*. vol. 2. Ed. Alexander DeConde. New York: Charles Scribner's Sons,

1978. pp. 443-454.

—— and Lynne K. Dunn. *Keeping the Covenant: American Internationalists and the League of Nations, 1920-1939*. Kent: Kent State University Press, 1997.

Laqua, Daniel. *Internationalism Reconfigured: Transnational Ideas and Movements between the World Wars*. London: I.B. Tauris, 2011.

Lynch, Cecelia. *Beyond Appeasement: Interpreting Interwar Peace Movements in World Politics*. Ithaca, NY: Cornell University Press, 1999.

McDonald, James G. "Steps towards the Outlawry of War." *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 120. 1 (July, 1925): pp. 147-151.

Morrison, Charles C. "Europe after Munich." *Christian Century* (October 12, 1938): pp. 1224-1226.

———. "Armistice Day Reflections." *Christian Century* (November 9, 1938): pp. 1358-1360.

———. "Negotiations Not Battleships!" *Christian Century* (November 16, 1938): pp. 1392-1393.

———. "The Case for Conference." *Christian Century* (December 14, 1938): pp. 1538-1540.

———. "Toward a World Conference." *Christian Century* (March 8, 1939): p. 312.

篠原初枝『戦争の法から平和の法へ——戦間期のアメリカ国際法学者』東京大学出版会、2003年。

Wilson, Peter. "Radicalism for a Conservative Purpose: The Peculiar Realism of E. H. Carr." *Millennium*, 30.1 (January, 2001): pp. 129-136.